

事務事業名		消費者保護対策事業		<input type="checkbox"/> 実施計画登載事業		<input type="checkbox"/> 総合戦略登載事業																															
政策体系	政策名	0 5 やすらぎある安全なまちづくりの推進		事業期間		予算科目																															
	施策名	1 8 市民生活に身近な安全の確保		区分		会計	款 項 目 事業																														
	基本事業名	0 4 消費者の自立支援		単年度繰返		01	07 01 05 0200																														
根拠法令		消費者安全法、大船渡市消費者救済資金貸付要綱		※期間欄に開始年度を記入																																	
所属	部課名	市民生活部市民環境課		【開始年度】		事務事業区分																															
	課長名	鈴木 康代		平成3 年度～		E 一般																															
	係名	生活安全係	電話	0192-27-3111																																	
	担当者	白土 美都	内線	130																																	
事務事業の概要(具体的なやり方、手順、詳細。期間限定複数年度事業は全体像を記述)						全体計画(※期間限定複数年度のみ)																															
<p>市民の消費生活トラブルの防止、被害回復、消費者教育などを行うため、消費生活センターを設置。消費生活相談員を配し、相談業務及び消費者啓発業務を行う。相談員は、県主催の研修への参加等で相談技術等の知識を深め、資質向上を図りながら、市民の相談に対応するとともに、問題解決の支援、消費者被害防止のため啓発を行う。消費生活センター配属職員は、主に市広報等での消費生活情報の提供を行う。</p> <p>また、多重債務で苦しむ市民の自立を支援するため、「消費者救済資金貸付制度」を行っている消費者信用生活協同組合(信用生協)に対し、貸付金を預託している。信用生協では、相談者の状況に応じて、資金貸付を行っている。主な事務は、①信用生協への資金預託②相談者の受付③資金融資。融資枠は、債務整理資金＝預託額の4倍、生活再建資金＝預託額の1倍。(②③は信用生協で行なう。)</p> <p>事業費は、研修等受講料、負担金、預託金などに支出される。</p>						<table border="1"> <tr><td>総投入量</td><td>国庫支出金</td><td></td></tr> <tr><td>事業費</td><td>都道府県支出金</td><td></td></tr> <tr><td>財源内訳</td><td>地方債</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>その他</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>一般財源</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>事業費計(A)</td><td>0</td></tr> <tr><td>人件費</td><td>正規職員従事人数</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>延べ業務時間</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>人件費計(B)</td><td>0</td></tr> <tr><td></td><td>トータルコスト(A)+(B)</td><td>0</td></tr> </table>		総投入量	国庫支出金		事業費	都道府県支出金		財源内訳	地方債			その他			一般財源			事業費計(A)	0	人件費	正規職員従事人数			延べ業務時間			人件費計(B)	0		トータルコスト(A)+(B)	0
総投入量	国庫支出金																																				
事業費	都道府県支出金																																				
財源内訳	地方債																																				
	その他																																				
	一般財源																																				
	事業費計(A)	0																																			
人件費	正規職員従事人数																																				
	延べ業務時間																																				
	人件費計(B)	0																																			
	トータルコスト(A)+(B)	0																																			

1 現状把握の部(DO)

(1) 事務事業の目的と指標

① 手段(主な活動)		⑤ 活動指標(事務事業の活動量を表す指標)	
前年度実績(前年度に行った主な活動)		名称	
消費生活センターにおいて消費生活相談、広報等での啓発を実施した。信用生協に対し、貸付金17,000千円を預託。内訳は債務整理資金貸付10,000千円(融資枠:預託額の4倍(40,000千円))、生活再建資金貸付7,000千円(融資枠:預託額の1倍(7,000千円))で貸付を行った。		ア	消費生活相談件数
今年度計画(今年度に計画している主な活動)		イ	消費者啓発広報
引き続き消費生活センターとして消費生活相談や広報等での啓発を行う。貸付実績をもとに、信用生協に対し17,000千円を預託。内訳は債務整理資金貸付10,000千円(融資枠:預託額の4倍(40,000千円))、生活再建資金貸付7,000千円(融資枠:融資額の1倍(7,000千円))。		ウ	信用生協の相談件数
② 対象(誰、何を対象にしているのか) * 人や自然資源等		⑥ 対象指標(対象の大きさを表す指標)	
多重債務者等の相談者、市民		名称	
		カ	市民
		キ	信用生協への相談者数
③ 意図(この事業によって、対象をどう変えるのか)		ク	
相談者に債務を整理してもらう。消費生活に関する知識を深めてもらう。		⑦ 成果指標(対象における意図の達成度を表す指標)	
		名称	
④ 結果(基本事業の意図:上位の基本事業にどのように貢献するのか)		サ	貸付件数(新規貸付件数)
消費生活に関する知識の習得による消費者被害の軽減及び自立。多重債務からの救済による自立支援。		シ	融資残高
		ス	貸付枠外の融資残高

(2) 総事業費・指標等の推移

投入量	事業費	財源内訳	単位	年度						
				2年度(実績)	3年度(実績)	4年度(実績)	5年度(実績)	6年度(目標)	7年度(目標)	
投入量	事業費	国庫支出金	千円	0	0	0	0	0	0	0
		都道府県支出金	千円	1	12	23	21	31	31	
		地方債	千円	0	0	0	0	0	0	
		その他	千円	18,448	18,534	18,541	18,645	18,565	18,565	
		一般財源	千円	3,416	3,605	3,620	3,877	3,635	3,635	
	事業費計(A)		千円	21,865	22,151	22,184	22,543	22,231	22,231	
	人件費	正規職員従事人数	人	2	2	2	2	2	2	
		延べ業務時間	時間	1,200	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	
		人件費計(B)	千円	4,800	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	
		トータルコスト(A)+(B)		千円	26,665	28,151	28,184	28,543	28,231	28,231
⑤活動指標	ア	件	248	240	268	253	250	250		
	イ	回	6	12	9	7	12	12		
	ウ	件	28	30	32	28	30	30		
⑥対象指標	カ	人	34,796	33,948	33,238	32,784	31,369	31,369		
	キ	人	28	30	32	28	30	30		
	ク									
⑦成果指標	サ	件	36(1)	29(4)	25(5)	25(5)	29(4)	29(4)		
	シ	円	28,713,586	26,948,074	29,967,332	30,758,763	26,948,074	26,948,074		
	ス	円	0	0	0	0	0	0		

事務事業ID	0090	事務事業名	消費者保護対策事業
--------	------	-------	-----------

(3) 事務事業の環境変化・住民意見等

- ① この事務事業を開始したきっかけは何か？いつ頃どんな経緯で開始されたのか？
 県内で多重債務者が急増し、社会問題となったこと、また、悪質商法被害が増加したため、その対応策として平成3年に開始した。
- ② 事務事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)は、開始時期あるいは前期基本計画策定時と比べてどう変わったのか？
 多重債務のきっかけとなる借入動機は、主に生活費や遊興・飲食・交際費などであったが、長引く不況の影響による失業や低収入により、生活費のために借り入れを行う相談者の割合が増加した。貸金業法の改正により、新たな多重債務の発生は抑制されるとしているものの、借入先に窮した消費者がヤミ金利用に陥る危険性が高まることが懸念されている。また、消費者三法の成立により、消費生活相談は住民に身近な市町村が行うところとなったことから、平成24年4月に消費生活センターを気仙2市2町共同で設置した。悪質商法や架空請求など、消費生活問題は日々多様化している状況である。
- ③ この事務事業に対して関係者(住民、議会、事業対象者、利害関係者等)からどんな意見や要望が寄せられているか？
 信用生協への預託は、多重債務整理等を目的としているが、貸付であるため根本的な債務の解消に繋がらないのではないかと意見がある一方で、公的機関が債務整理を支援するというので、安心して相談できるとの意見がある。消費生活相談業務に関しては、市民の反応は概ね良好である。

2 評価の部(SEE) * 原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価

目的 妥当性 評価	① 政策体系との整合性 この事務事業の目的は当市の政策体系に結びつくか？意図することが結果に結びついているか？	<input type="checkbox"/> 見直し余地がある <input checked="" type="checkbox"/> 結びついている	▽ 理由・内容 多重債務等で困窮する市民の救済や、市民への消費生活情報の提供が、消費者の自立支援に結びつき、やすらぎある安全なまちづくりの推進につながる。
	② 公共関与の妥当性 なぜこの事業を当市が行わなければならないのか？税金を投入して、達成する目的か？	<input type="checkbox"/> 見直し余地がある <input checked="" type="checkbox"/> 妥当である	▽ 理由・内容 多重債務に陥っている場合、銀行等からの借入は困難であり、債務整理のために利息が高い消費者金融や非正規金融からの借入に頼ることで、安定した生活を送れなくなる。そのような相談者を救済できる機関は他にない。また、消費生活相談に関しては、消費者安全法により地方自治体が行う事務となっている。
	③ 対象・意図の妥当性 対象を限定・追加すべきか？意図を限定・拡充すべきか？	<input type="checkbox"/> 見直し余地がある <input checked="" type="checkbox"/> 適切である	▽ 理由・内容 相談者の状況に応じて相談及び貸付事業を行っており、適切である。
有効性 評価	④ 成果の向上余地 成果を向上させる余地はあるか？成果の現状水準とあるべき水準との差異はないか？何が原因で成果向上が期待できないのか？	<input type="checkbox"/> 向上余地がある <input checked="" type="checkbox"/> 向上余地がない	▽ 理由・内容 多重債務及び消費生活関係の相談件数は、社会情勢等によっても変化し、減少傾向にはあるものの根絶は困難である。
	⑤ 廃止・休止の成果への影響 事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は？	<input type="checkbox"/> 影響がない <input checked="" type="checkbox"/> 影響がある	▽ 理由・内容 多重債務を整理できず生活に困窮する市民及び悪質商法の被害に遭う市民のための相談窓口がなくなり、市民生活の安定に影響する。
効率性 評価	⑥ 事業費の削減余地 成果を下げずに事業費を削減できないか？(仕様や工法の適正化、住民の協力など)	<input type="checkbox"/> 削減余地がある <input checked="" type="checkbox"/> 削減余地がない	▽ 理由・内容 預託額は前年度の実績等により算出されており、市が預託額を確保できない場合、本制度の利用者が高い利率を支払うこととなり、救済の意図から外れる。また、消費生活センター運営費は人件費が大部分を占め、気仙2市1町が共同で負担している。
	⑦ 人件費(延べ業務時間)の削減余地 やり方を工夫して延べ業務時間を削減できないか？成果を下げずに正職員以外の職員や委託できないか？(アウトソーシングなど)	<input type="checkbox"/> 削減余地がある <input checked="" type="checkbox"/> 削減余地がない	▽ 理由・内容 多重債務にかかる相談者への対応は信用生協が行い、当市には人件費にかかる負担はほとんどない。また、消費生活相談については、相談業務は、会計年度任用職員である相談員があたっており、削減の余地は無い。
公平性 評価	⑧ 受益機会・費用負担の適正化余地 事業の内容が一部の受益者に偏っていないか？受益者負担が公平・公正になっているか？	<input type="checkbox"/> 見直し余地がある <input checked="" type="checkbox"/> 公平・公正である	▽ 理由・内容 誰もが多重債務や消費者トラブルに陥りやすい状況にあり、困窮する市民を救済する必要がある。

3 今後の方向性(次年度計画と予算への反映)(PLAN)

(1) 改革改善の方向性	(2) 改革・改善による期待成果	(3) 改革改善を実現する上で解決すべき課題とその解決策又は特記事項等																							
1 現状維持	<table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <th colspan="3">コスト</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <th>削減</th> <th>維持</th> <th>増加</th> </tr> <tr> <th rowspan="3">成果</th> <th>向上</th> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <th>維持</th> <td></td> <td>●</td> <td>×</td> </tr> <tr> <th>低下</th> <td></td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> </table>			コスト					削減	維持	増加	成果	向上				維持		●	×	低下		×	×	今後とも継続して、多重債務等又は消費生活関係の問題で困窮する市民に対し、相談・貸付等を行い、解決に導く支援に取り組む。
		コスト																							
		削減	維持	増加																					
成果	向上																								
	維持		●	×																					
	低下		×	×																					
※(1)改革改善を実施した場合に期待できる成果について該当欄に「●」を記入。 (現状維持の場合、コスト及び成果は「維持」) (終了・廃止・休止の場合は記入不要)																									

4 課長等意見

(1) 今後の方向性	(2) 全体総括・今後の改革改善の内容
1 現状維持	消費生活トラブルはあとを絶たず、内容も社会の変化により多様化している。引き続き、消費生活センターでの相談機会の提供と、広報等を通じた情報提供などの啓発に努めていく。